

令和4年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

教育旅行

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
1	いわき市	いわき市教育旅行誘致促進事業助成金	いわき市内のホテル及び旅館等に1泊以上宿泊し、市内観光施設等を1施設以上利用する、学校行事の一環として行う教育旅行を催行する旅行業者に対して助成金を交付します。 ・参加児童(生徒数)×1,000円を交付金額とし、申請1回につき20万円を上限。 ・同一年度内において、同一申請者から再度申請があった場合は、10万円を上限。 ・同一年度内における、同一申請者からの申請は2回を限度。	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	いわき市外の ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・上記教育旅行を取り扱う旅行会社	延べ宿泊者数 30人以上	×	いわき観光まちづくり ビューロー	0246-44-6545	https://kankou-iwaki.or.jp
2	喜多方市	喜多方市グリーン・ツーリズム誘致促進事業 (教育旅行関係者モニターツアー)	教育旅行関係者を対象としたモニターツアーに対する経費の一部を助成します。 (1) 対象経費 ①農業体験、農泊体験に伴う体験料(農家民宿への宿泊の場合は全額、その他宿泊施設への宿泊の場合は3,000円上限) ②交通費(原則鉄道利用)および市内移動に係るタクシー代 (2) 行程 市内で1泊2日または2泊3日 ※農業体験または受入農家の視察を行うこと	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない。 ・学校の教職員 ・PTA等学校関係者 ・教育旅行を取り扱う旅行会社社員等 ※1校(1社)につき3名上限	学校単位	○	一般社団法人 喜多方観光物産協会グリーン・ツーリズムサポートセンター	0241-24-4488	http://www.kitakata-kanko.jp/
3	喜多方市	グリーン・ツーリズム教育旅行誘致促進事業補助金	喜多方市で農業体験または農泊体験を行う学校の教職員(引率者)が、巡回のために使用するタクシー(グリーン・ツーリズムサポートセンターが手配したタクシーに限る)料金の一部を助成します。 【助成額】 (1) 農業体験のみの場合 上限2万7千円 (2) 農泊を伴う場合 上限3万6千円	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・その他、学校法人等が行う教育旅行であること	学校単位	○	一般社団法人 喜多方観光物産協会グリーン・ツーリズムサポートセンター	0241-24-4488	http://www.kitakata-gt.jp/
4	喜多方市	きたかたで田舎体験やってみんべえ事業	喜多方市で農業体験または農泊体験を行う教育旅行(市内での2時間以上の滞在を含む)において、児童生徒および教職員の宿泊料金の一部を助成するとともに、市内店舗で利用できるクーポン券を発行します。 (1) 宿泊助成 1人1泊あたり2,000円助成(最大3泊分まで) (2) クーポン発行 ①農泊体験+農業体験の場合(市内宿泊の場合) 1人あたり2,000円 ②農業体験の場合(日帰りの場合) 1人あたり1,000円	令和4年5月9日	令和5年2月28日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校(1~3年生) ・専修学校(高等課程)	学校単位	×	一般社団法人 喜多方観光物産協会グリーン・ツーリズムサポートセンター	0241-24-4488	http://www.kitakata-kanko.jp/
5	喜多方市	教育旅行等緊急帰宅支援助成交付金事業	教育旅行で訪れた児童・生徒が、滞在中に体調不良や新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当する可能性がある場合など、特別な事情により帰宅が必要となった際の帰宅に要する経費の一部を助成します。 (1)保護者等の送迎がない場合 公共交通機関等の交通費実費または児童生徒数×1万円のいずれか低い額 (2)保護者等の送迎がある場合 ①自家用車による送迎の場合 37円×移動距離(往復)または対象児童生徒数×1万円のいずれか低い額 ②公共交通機関の場合 保護者1名分の実交通費(上限1万円)と上記(1)の合計額	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	市外の ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校(1~3学年) ・専修学校(高等課程) ・その他市長が認める学校	学校単位	×	喜多方市 観光交流課	0241-24-5243	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/kanko/32974.html

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
6	二本松市	二本松市教育旅行推進事業助成金	<p>修学旅行、宿泊学習等を実施する学校に対して貸切バス代金の一部を助成します。</p> <p>(1)市内宿泊施設に宿泊する学校への助成(市内施設を利用することが条件) (県外校)6万円/台 (県内校)3万円/台</p> <p>(2)日帰りの学校への助成(市内での食事及び施設利用又は有料施設を利用) (県外校)3万円/台 (県内校)1万5,000円/台 ※10名未満の学校の場合は、上記金額の半額とする。</p>	令和4年4月1日	令和5年2月28日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・専門学校 ・大学	・指定なし ・1校当たり 台数の上限なし	○	二本松市観光連盟	0243-55-5095	http://www.nihonmatsu-kanko.jp/
7	下郷町	下郷町体験活動助成事業	<p>町内において自然観察や歴史的学習、地域住民とのふれあいなどを実施する団体に対し、要綱の定めるところにより予算の範囲内において、その活動にかかる経費の一部について助成を行います(活動に要する経費について、一人につき3,000円を上限として助成する。ただし、本町が実施する他の助成事業との重複は認められない)。</p>	令和4年4月1日	令和5年3月31日(予算額に達し次第終了)	下郷町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生	10人以上	○	下郷町観光公社	0241-67-2416	https://shimogo.or.jp/
8	檜枝岐村	尾瀬檜枝岐温泉環境学習推進事業	<p>尾瀬檜枝岐温泉観光協会加盟施設に宿泊した場合の宿泊費を助成します(旅館・民宿・山小屋を利用する場合、1人1泊2,000円、キャンプ場を利用する場合1人1泊200円助成。最大5泊までとする)。</p>	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (事業の対象期間は尾瀬に入山できる期間。予算額に達し次第終了)	尾瀬での環境学習を行う 全国の小・中・高等学校及び大学の他、市町村	学校単位	×	檜枝岐村役場 観光課	0241-75-2503	—
9	只見町	只見町教育旅行推進事業 (教育旅行に関する補助)	<p>只見町内移動に関するレンタカー代、貸切バス、タクシー代の一部を助成します。</p>	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	只見町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・教職員等引率者	学校単位	○	只見町子ども農家体験協議会	0241-82-5250	http://www.tadami-net.com/
10	南会津町 下郷町 只見町 檜枝岐村 福島県	「おいでよ!南会津。」教育旅行誘致促進事業	<p>南会津郡内において、教育課程に位置づけられた自然環境学習等の活動を行い、かつ南会津郡内の宿泊施設で1泊以上宿泊する学校に自然環境学習等の活動に係る経費の一部について助成します。</p> <p>・本制度と「ふくしま子ども自然環境学習推進事業」、「尾瀬檜枝岐温泉環境学習推進事業」との併用は不可。</p> <p>・助成対象経費は、宿泊費、交通費(バス借上料を除く)、ガイド料、環境学習活動費とし、延べ宿泊者数によって助成額が異なります(教員及び引率者は、人数に含まない)。 【助成額】 15~50人 6万円 51~100人 12万円 101~250人 24万円 251~500人 36万円 501人以上 60万円</p> <p>・交通費(バス借上料) 【助成額】 県内校 バス1台当たり上限4万5千円 県外校 バス1台当たり上限9万5千円 (県外校は福島県教育旅行復興事業を併用した上限額)</p>	令和4年4月1日	令和5年3月31日	福島県内外を問わない。 (令和3年度中に、応募申請を行い、選考結果の通知を受けた学校及び令和4年度に、二次募集を行い選考結果の通知を受けた学校) 【対象者】 ・小学校(原則4~6年生) ・中学校 ・高等学校	延べ宿泊者数 15人泊以上 (児童・生徒のみ)	○	株式会社 みなみあいづ	0241-62-2250	【おいでよ南会津。教育旅行ガイド】 https://minamiaizu-edu-trip.com/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
11	北塩原村	教育旅行回復バス助成金事業	学校行事の一環として、村内に宿泊を伴う教育旅行(修学旅行やスキー教室等)を実施する県内外の小学校・中学校・高等学校に対し、その移動に係るバス経費の一部を補助します。	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高等学校	県内 1台当たり3万円 (上限2台6万円) 県外 1台当たり5万円 (上限2台10万円)	○	北塩原村 商工観光課	0241-32-2511	https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2021033000018/
12	猪苗代町	猪苗代町教育旅行支援事業	猪苗代町内で宿泊を伴う体験学習を実施する県外の小中高等学校に対し、バス1台当たり50,000円を上限に交通費を助成します。また、学校の旅行を取り扱う旅行会社に対し、学校1校(1件)の申請につき助成金10,000円を交付します。(その他、交付要件あり)	令和4年4月9日	令和5年3月12日 (先着順。予算終了次第終了) ※令和4年4月12日申請受付終了	福島県外の ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・取扱い旅行会社	バス1台以上	○	一般社団法人 猪苗代観光協会	0242-62-2048	https://www.bandaisan.or.jp/support/
13	矢祭町	矢祭町教育旅行等誘客推進事業	矢祭町内外の学校や子ども会、サークル等の団体が、リフレッシュふるさとランドまたは友情の森バンガローに宿泊する場合、宿泊料を半額にします。	令和4年4月1日	令和5年3月31日	矢祭町内外の ・小学校 ・中学校 ・高等学校	1人以上	×	矢祭町 事業課 産業グループ	0247-46-4576	—
14	福島県	教育旅行支援事業	避難解除区域等12市町村(※1)へ教育旅行及び合宿(以下、「教育旅行等」と言う。)を行う学校及び同旅行の販売促進を行う旅行会社に対して支援を行います。 ア 学校に対する助成 以下の要件を全て満たす学校に対して交通費等の助成を行う。 ①学校教育法により定められる国立学校、公立学校又は私立学校等に所属する者が実施する教育旅行等であること。 ②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ50人泊以上すること。 ③避難解除区域等12市町村の関連プログラムが組み込まれていること。(※2) ＜助成額＞1人泊あたり2,000円(上限40万円) イ 旅行会社に対する誘客助成 上記アの条件を全て満たす教育旅行等を実施した学校に対して当該教育旅行等を販売した旅行会社に対して助成を行う。 ＜助成額＞1人泊あたり2,000円(上限40万円) ※1 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※2 復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等	令和4年3月28日	【申請書提出期限】 令和4年12月28日 ※先着順に審査を実施し、予算額に達した場合には期間内であっても募集を締め切ります。	福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高校 ・専修学校 ・専門学校 ・短期大学 ・大学	避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に50人泊以上	○	福島県再生可能エネルギー復興推進協議会 (事務局：一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター)	024-529-7463	https://f-reenergy-fukokuishin-kyogikai.org/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
15	福島県	福島県教育旅行復興事業	<p>【修学旅行・宿泊学習等】 教職員の引率する学校行事の一環として、県内で宿泊を伴う教育旅行を実施する、県外の小学校、中学校、高等学校に対し、その移動に係るバス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額を助成します。1校当たり台数の上限なし。</p> <p>①1台当たりの補助額 ＜新規校＞ 東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄・海外15万円 ＜継続校＞ 東北3万円、関東・中部5万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄・海外15万円 ※ただし、参加人数が10名未満の場合は補助上限額は半額となります</p> <p>②本県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円を加算します。 ※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、いわき市)</p> <p>※福島県内の市町村等で行う助成事業との併用可能。ただし、他の市町村等が行う補助制度が併用不可である場合は、どちらかを選択してください</p>	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県外の ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校(高等過程のみ) ・その他知事が特に認める学校	1校当たり 台数の上限なし	×	福島県 観光交流局 観光交流課 (事務局:福島県教育旅行復興事業事務局)	024-563-1172	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-03.html
16	福島県	福島空港教育旅行利用促進支援事業	<p>学校等が福島空港に就航する航空機を利用した教育旅行に係る経費の一部について助成します。</p> <p>【助成内容】 ①学校等と最寄り空港(福島県及び福島県隣県の学校にあっては福島空港)間の貸切バスの借上げ費用に対する支援:全額(消費税額を除く) ②海外教育旅行の実施に対する支援:生徒1人につき2万5千円とし、1校あたりの上限額は50万円。 ③国内教育旅行の実施に対する支援 福島空港定期便利用の場合、生徒1人につき1万円とし、1校当たりの上限額は20万円。 福島空港乗継便又はチャーター便利用の場合:生徒1人につき2万円とし、1校当たりの上限額は40万円。 ④福島県を目的地とする教育旅行の事前視察旅行に対する支援:1人当たりの上限額は10万円 ※②③④ともに、福島空港片道利用の場合は半額</p>	令和4年4月1日	令和5年3月31日	福島県内外を問わない。 ・中学校 ・高等学校 ・支援学校 ・視覚支援学校 ・聴覚支援学校 ・専修学校	1名以上	×	福島県観光交流局 空港交流課	024-521-7127	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/kyouikuryokou.html
17	福島県	東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業	<p>教職員が引率する、学校行事の一環として東日本大震災及び原子力災害に関する学習を実施し、かつ東日本大震災・原子力災害伝承館を行程に取り入れた、県内を所在地とする学校に対し、その移動に係るバス経費の一部を助成します。</p> <p>【1台当たりの補助上限額】 浜通り地方 7万3千円 中通り地方 8万円 会津地方 10万円</p> <p>※福島県内の市町村で行っている助成事業との併用も可能。但し、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。</p>	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内の ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校(高等過程のみ) ・その他知事が特に認める学校	バス1校当たり台数の 上限なし	×	福島県 生涯学習課	024-521-7404	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/dennsvoukann.html

※この一覧表は、令和4年7月28日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。

令和4年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

合宿

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
1	いわき市	いわき市合宿開催補助金	いわき市外に所在する文化活動を行う団体が、いわき市で合宿を行う際に1名1泊につき1,000円を補助します。 ・上限は1団体当たり10万円。	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	・いわき市外に所属する中学、高校、高専、大学等の文化系の団体、又はゼミナール ・企業の文化系の団体	延べ宿泊者数20人泊以上	○	いわき市観光振興課	0246-22-1292	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450328247479/index.html
2	いわき市	いわき市スポーツ合宿誘致推進事業補助金	いわき市でスポーツ合宿を行う団体に次のとおり補助します。 ・上限額 20万円(延べ宿泊者数×1,000円)	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	・日本スポーツ協会に加盟する団体の国代表 ・学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校若しくは大学の学生で構成するスポーツ団体	延べ宿泊者数15人泊以上	○	いわき市スポーツコミッション	0246-85-0130	http://www.city.iwaki.lg.jp
3	いわき市	IWAKIふるさと留学プログラム	ゼミ合宿やボランティア活動などの地域課題解決を検討する滞在であり、下記の書類の提出が条件となります。 ・活動報告書 ・市内宿泊先に支払った領収書の写し ①研究活動枠…1名あたり1万円以内×延べ宿泊者数(上限10万円) ②ボランティア活動枠…1名あたり5,000円以内×延べ宿泊者数(上限5万円)	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算に達し次第終了)	首都圏等の大学のゼミ、サークル、研究グループなど	1人以上	○	IWAKIふるさと誘致センター	0246-25-9151	https://i-furusatoyuchi.com/
4	下郷町	下郷町合宿助成金誘致事業	町内宿泊施設等を利用して合宿を行う団体に対し、予算の範囲内で1泊当たり2,000円を乗じて得た額を交付します(1団体当り最大15万円を限度とする)。	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	下郷町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生	延べ宿泊者数10人泊以上	○	下郷町観光公社	0241-67-2416	https://shimogo.or.jp/
5	只見町	只見町教育旅行推進事業(合宿に関する補助)	只見町内の宿泊施設などを利用し、延べ宿泊数が20泊以上の合宿を実施する町外の小学生、中学生、高校生、大学生、専門学校生及びその引率者で構成される学校部活動、スポーツ少年団、大学サークル、ゼミ等の団体を対象に、2,000円に延べ宿泊者数を乗じた金額(最大15万円/団体)を助成します。 ・助成金交付は、1団体につき年度中2回までとする。(夏・冬等) ・他の町補助金との併用は不可。	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	只見町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・専門学校生 ・引率者 ・保護者(最大2名)	団体単位 (延べ宿泊者数10人泊以上)	○	只見町子ども農家体験協議会	0241-82-5250	http://www.tadami-net.com/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
6	南会津町	合宿誘致促進事業	<p>南会津町で宿泊を伴う合宿を実施する団体に対して、交通費、宿泊費、体験活動費の一部を助成します。延べ宿泊者数によって、助成額が異なります(教員及び引率者は、人数に含まない)。</p> <p>【助成額】 県内校の場合 5万円 県外校の場合 20~50人 5万円 51~150人 10万円 151~300人 20万円 301人以上 30万円 ホワイトシーズン(12~3月) 5万円</p>	令和4年4月1日	令和5年3月31日	<p>【対象者】 町外に住む ・中学生 ・高校生 ・大学生(教員及び引率者は含まない)</p> <p>【対象活動】 ・部活動 ・サークル ・ゼミ ・学習塾 など</p>	延べ宿泊者数 20人泊以上 (生徒のみ)	○	株式会社 みなみあいづ	0241-78-2241	http://www.aizu-kougen.jp/study
7	北塩原村	北塩原村合宿利用者支援助成金	<p>村内に宿泊を伴った文化・スポーツの合宿を行う団体に対して助成金を交付します。</p> <p>・延べ宿泊者数30人泊以上、一律3万円(年度内につき1団体1回) ・インターネットを通じて、合宿の様子を写真や動画で配信し、北塩原村の合宿をPRすること ・北塩原村の他の助成事業(教育旅行バス助成金)と併用不可</p>	令和4年6月1日	予算額に達し次第終了	<p>福島県外を問わない。 ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・大学及び高等専門学校</p>	延べ宿泊者数 30人泊以上	○	北塩原村 商工観光課	0241-32-2511	https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2022060400017/
8	西郷村 白河市	白河甲子高原合宿誘致推進事業	<p>・宿泊助成金 延べ宿泊者数1人/1泊当たり2,000円助成(上限6万円) ・温泉助成金 延べ人数1人当たり500円助成</p>	令和4年7月1日	令和5年3月31日 (先着順。予算終了次第終了)	<p>福島県南地域以外の大学・高校・中等等の部・サークル等の構成員が白河市及び西郷村のスポーツ施設・文化施設等を利用し合宿をすること。</p>	2泊以上の宿泊かつ延べ宿泊者数30人泊以上	○	白河甲子高原観光 開発協議会 (事務局：西郷村 産業振興課)	0248-25-1116	https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/soshiki/sangyoshinkoka/579.html
9	檜葉町	檜葉町合宿支援事業	<p>檜葉町の施設を利用して合宿を行い、町内宿泊施設に宿泊する学生団体に対し、1回の合宿における延べ宿泊数に1,000円を乗じた額を助成します(上限20万円)。</p> <p>・宿泊者が10人以上であること。 ・町内の文化施設又はスポーツ施設を使用すること。 ・合宿を目的とし、大会やイベントに参加するための宿泊は対象外。</p>	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<p>福島県外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・専修学校 ・高等専門学校 ・短期大学 ・大学 ・大学院 ・部活、クラブ、サークル、ゼミ等</p>	延べ宿泊者数 10人泊以上	○	檜葉町新産業創造 室	0240-23-6105	https://www.town.naraha.lg.jp/life/007003.html
10	富岡町	富岡町教育施設等使用者の宿泊にかかる補助金	<p>富岡町の教育施設(総合スポーツセンター、文化交流センター、総合運動場、富岡第一中学校)を使用し、富岡町内の宿泊施設で合宿する団体等に交付します。</p> <p>・1人1泊あたり 2,000円を補助。 ・必ず教育施設を1日以上使うこと、他の補助金を活用していないこと、営利目的の合宿でないこと。</p>	平成31年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<p>制限なし(但し、富岡町教育施設等使用者の宿泊にかかる補助金交付要綱を確認すること)</p>	複数人で構成する 団体であること	×	富岡町生涯学習課	0240-22-2626	http://www.manamori.jp/ https://public.ioureikun.jp/tomioka_town/reiki/act/frame/frame110001408.htm

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
11	福島県	教育旅行支援事業	<p>避難解除区域等12市町村(※1)へ教育旅行及び合宿(以下、「教育旅行等」と言う。)を行う学校及び同旅行の販売促進を行う旅行会社に対して支援を行います。</p> <p>ア 学校に対する助成 以下の要件を全て満たす学校に対して交通費等の助成を行う。 ①学校教育法により定められる国立学校、公立学校又は私立学校等に所属する者が実施する教育旅行等であること。 ②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ50人泊以上すること。 ③避難解除区域等12市町村の関連プログラムが組み込まれていること。(※2) ＜助成額＞1人泊あたり2,000円(上限40万円)</p> <p>イ 旅行会社に対する誘客助成 上記アの条件を全て満たす教育旅行等を実施した学校に対して当該教育旅行等を販売した旅行会社に対して助成を行う。 ＜助成額＞1人泊あたり2,000円(上限40万円)</p> <p>※1 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※2 復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等</p>	令和4年3月28日	<p>【申請書提出期限】 令和4年12月28日 ※先着順に審査を実施し、予算額に達した場合には期間内であっても募集を締め切ります。</p>	<p>福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高校 ・専修学校 ・専門学校 ・短期大学 ・大学</p>	<p>避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に50人泊以上</p>	○	<p>福島県再生可能エネルギー復興推進協議会 (事務局:一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター)</p>	024-529-7463	https://f-reenergy-fukkosuishin-kyogikai.org/
12	福島県	福島県教育旅行復興事業	<p>【合宿】 県外の中学校・高等学校の部活動、県外の短期大学・大学等の部活動・正課授業のゼミ・公認サークルが県内に宿泊し、部活動等の本来の目的である文化活動、スポーツ活動、学習等を行う活動に対し、その移動に係るバス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額を助成します。1校当たり台数の上限なし。 ※中学校・高等学校については「学校教員以外が引率する場合」は補助対象外 ※同一の年度内において、同一部活動への補助は1回限り</p> <p>①1台当たりの補助額 ＜新規校＞ 東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄・海外15万円 ＜継続校＞ 東北3万円、関東・中部5万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄・海外15万円 ※但し、参加人数が10名未満の場合は補助上限額は半額となります</p> <p>②本県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円を加算します。 ※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、いわき市)</p> <p>※福島県内の市町村等で行う助成事業との併用可能。ただし、他の市町村等が行う補助制度が併用不可である場合は、どちらかを選択してください</p>	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<p>福島県外の ・中学校 ・高等学校 ・短期大学 ・大学</p>	1校当たり台数の上限なし	—	<p>福島県観光交流局 観光交流課 (事務局:福島県教育旅行復興事業事務局)</p>	024-563-1172	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-03.html

※この一覧表は、令和4年7月28日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。

令和4年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

コンベンション

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
1	福島市	福島市コンベンション開催補助金	福島市内で、東北大会規模以上のコンベンション、大会等を1泊2日以上の会期で開催する主催団体に対し、宿泊者数に応じて開催経費の一部を補助します。	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション主催者	延べ宿泊者数 100人泊以上	○	福島市コンベンション 施設整備課	024-572-5719	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/convention/suishin/kanko/kankojohto/kigyomukeijohto/convention/r2bosyuu.html
2	郡山市	公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション開催支援事業助成金	①国内コンベンション 郡山市内で東北大会規模以上のコンベンションを連続2日以上 の会期で開催する場合、宿泊者数に応じて上限100万円の助成金 を交付します。 ②国際コンベンション 上記条件を満たし、かつ日本を含む3か国以上が参加する場合、 ①に係る助成金+国外参加者数×5,000円(1泊2日まで)、2泊目 以降は1泊ごとに+2,500円(※上限1万円) ③上記コンベンション期間中にエクスカーション(郡山市内を含む地 域において行われるバスツアー、視察等)を実施する場合、参加人 数に応じた助成金を交付します。 参加人数×500円(1日)※同伴者含む ④上記コンベンション期間中の市内移動のために借り上げたバス 費用の一部を助成します。 バス借上げ運行費用の50%(※上限10万円)	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション実施主催者	延べ宿泊者数 25人以上	○	公益財団法人 郡山コンベンション ビューロー	024-991-1811	http://www.kcb.or.jp
3	郡山市	公益財団法人郡山コンベンションビューロースポーツコンベンション開催支援事業助成金	郡山市内で東北大会規模以上のスポーツ競技大会(※種目制限 あり)を連続2日以上の日程で開催する場合、県外からの参加者数 に応じた助成金を交付します。 ①東北大会 県外参加者数×500円(※上限30万円) ②全国大会 県外参加者数×1,000円(※上限60万円) ③国際大会 上記条件を満たし、かつ日本を含む3か国以上が参 加するスポーツ競技大会を開催する場合 国外参加者数×5,000円+②に係る助成金(※上限200万円)	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション実施主催者	参加者数 50人以上	○	公益財団法人 郡山コンベンション ビューロー	024-991-1811	http://www.kcb.or.jp
4	いわき市	いわき市コンベンション開催補助金	いわき市外からの来客が見込まれる30人以上の会議等の大規 模コンベンションを2日以上の日程で開催した際に最大100万円を 補助します。	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	いわき市外のコンベンシ ョン実施主催者	延べ宿泊者数30人 以上	○	いわき観光まちづくり ビューロー	0246-44-6545	https://kankou-iwaki.or.jp

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
5	福島県	福島県コンベンション開催支援事業補助金	<p>【国内コンベンション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日から令和5年3月31日の期間中、福島県外からの来客が見込まれる国内コンベンション及びエクスカージョンに200万円を上限に補助します。 ・延べ宿泊者数が100人泊以上の東北規模以上の大規模コンベンションで、連続して2日以上会期で開催されること。会期が1日のみでも、宿泊を伴い、その前後日にエクスカージョンが開催されるコンベンションは補助対象。ただし、浜通り開催の場合30人泊以上で申請可能。 ・本県の産業の振興または、学術、芸術、文化向上に寄与するコンベンションであること。 <p>【国際コンベンション】</p> <p>上記の要件を満たし、かつ参加国が日本を含む3カ国以上が参加する国際コンベンションに300万円を上限に補助します。</p> <p>【エクスカージョン】</p> <p>上記コンベンション開催期間中にエクスカージョン(県内の施設等1カ所以上の訪問・視察)を行った場合、参加人数(10人以上)に応じて補助します。</p> <p>※感染症対策を講じたうえで開催すること</p>	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション実施主催者	延べ宿泊者数 100人泊以上 (浜通り開催の場合30人泊以上)	—	公益財団法人 福島県 観光物産交流協会	024-525-4024	https://www.tif.ne.jp/ip/corporation/news.html?corporation=34

※この一覧表は、令和4年7月28日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。

令和4年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

その他

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
1	いわき市	プチいわき暮らし応援プラン	下記の要件に当てはまる方を対象に宿泊費8割を助成します。 ・いわき市への移住を検討している方 ・県外在住で市内企業訪問・面接等を予定している方 ・面談(1時間程度)を受けていただける方	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算に達し次第終了)	条件に合致する場合県内外不問	1人以上	○	IWAKIふるさと誘致センター	0246-25-9151	https://i-furusatoyuchi.com/
2	須賀川市	須賀川市旅行商品企画助成金	須賀川市の地域資源を活用した旅行商品を企画及び実施する者に対して、募集に係る経費及び旅行代金の一部を助成します。	令和4年4月1日 (※新型コロナウイルス感染症の状況によって事業一時停止中)	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条による登録を受けている旅行者又は旅行者代理業者	参加人数 10人以上	○	須賀川市 観光交流課	0248-88-9145	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/shisei/chiiki_dsukuri/1002602.html
3	喜多方市	喜多方に泊まってみんなえキャンペーン	喜多方市民および福島県民限定で、市内宿泊施設への宿泊割引と市内飲食店等で使用できる周遊クーポンをセットにしたキャンペーンを実施します。割引対象期間は令和4年5月23日から令和5年1月31日まで(予算額に達し次第終了)。 【宿泊割引】 (1)喜多方市民 ①温泉施設、旅館、ビジネスホテル、民宿・民泊 大人:1人1泊当たり、宿泊料金(税込)の70%、最大7,000円割引 小学生以下:宿泊料金無料 ②農家民泊 大人:1人1泊当たり、宿泊料金7,700円(税込)のうち5,500円割引 小学生以下:宿泊料金無料 (2)福島県民 ①温泉施設、旅館、ビジネスホテル、民宿・民泊 大人:1人1泊当たり、宿泊料金の半額、最大5,000円割引 小学生以下:宿泊料金無料 ②農家民泊 大人:1人1泊当たり、宿泊料金7,700円(税込)の半額、最大3,850円割引 小学生以下:宿泊料金無料 【泊まってみんなえ周遊クーポン】 本キャンペーンにより宿泊した方に対して、市内飲食店、土産物店、小売店等で使用できるクーポン券を発行します。(1)発行額 1人1泊あたり1,000円(500円券×2枚)(2)利用期限 宿泊日から令和5年2月28日まで	令和4年5月23日	令和5年1月31日 (予算額に達し次第終了)	・喜多方市民 ・福島県民	1人以上	×	一般社団法人 喜多方観光物産協会	0241-24-5200	http://www.kitakata-kanko.jp/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
4	大玉村	買ってGoばいキャンペーン事業	大玉村の対象施設でマイナンバーカードを提示して買い物をした方に、大玉村商業振興協同組合で発行するポイントカードにポイントを5倍進呈します ・1日・15日の付く日は10倍になる対象施設があります。 ※5倍の日は7,000円の購入でカード満点(500円分)となり、組合加盟店で買い物ができます	令和4年6月1日	令和4年10月1日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない(マイナンバーカード保有者)	1人以上	○	大玉村産業課	0243-24-8096	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/kenkou/fukushi/COVID-19/shienn/covid19_sakuracard_campaign/
5	猪苗代町	猪苗代町観光誘客支援金交付事業	猪苗代町内の宿泊施設で宿泊を伴う旅行商品を販売した旅行者に対し、有料宿泊実績1名につき週末期500円、平日期1,000円の支援金を交付します。	令和4年6月1日	令和5年3月20日	・旅行業登録を受けた事業者で参加申込みをした者 ・交付対象は小学生以上	5/16までに参加申込みをした事業者	○	猪苗代町 商工観光課	0242-62-2117	https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-25-15753.html
6	猪苗代町	猪苗代町外国人誘客支援金交付事業	猪苗代町内の宿泊施設に外国人10人以上の団体を送客した旅行会社等に対し、外国人1人1泊1,000円、取扱手数料2万円の支援金を交付します。	令和4年4月1日	令和5年3月20日	・旅行業登録を受けた事業者等 ・交付対象は外国人10名以上の団体	10人以上	○	一般社団法人 猪苗代観光協会	0242-62-2048	https://www.bandaisan.or.jp/inbound/
7	猪苗代町	プレミアム付旅行券「猪苗代町ハッピートラベルチケット」	猪苗代町内の対象宿泊施設で利用できるプレミアム付旅行券を4,700枚発行します。4,000円分の宿泊補助券を全国のコンビニエンスストアにおいて2,000円で購入することができます。第1期の販売開始は7/1で、利用期間は7/15から12/31まで。	令和4年7月1日	令和4年12月31日	・猪苗代町外在住者 ・宿泊料金が1人5,000円以上の利用者	1人以上	○	一般社団法人 猪苗代観光協会	0242-62-2048	https://www.bandaisan.or.jp/2021/06/26/2021happy/
8	猪苗代町	猪苗代町観光商品券 (いなちケ)	猪苗代町内の観光施設や宿泊施設で利用できるプレミアム商品券を発行します。1セット1万円で1万2千円利用可能です。利用期間は12月上旬から令和5年3月中旬まで(予定)。	令和4年12月上旬	令和5年3月中旬	猪苗代町外在住者	1人以上	○	一般社団法人 猪苗代観光協会	0242-62-2048	—

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
9	三島町	桐源郷宿泊割引キャンペーン	三島町の宿泊施設ご利用の方に、1人当たり2,500円の宿泊費の割引をします。また500円分の商品券を提供します。	令和4年6月18日 (予定)	令和4年12月16日 (各宿泊施設の予算額に 達し次第終了)	制限なし	1人以上	×	三島町観光協会	0241-48-5000	http://www.mishima-kankou.net/
10	金山町	金山町宿泊割引キャンペーン	【宿泊割引】 金山町の宿泊施設ご利用の方、宿泊料税込5,000円以上の利用につき1泊2,000円を割引します。最大2連泊とし、子どもも5,000円以上の支払いがある場合適用します。 【クーポンの配布】 宿泊割引対象者に対し、キャンペーン加盟飲食店、小売店で使える特典クーポン1,000円分を配布します。2連泊でも1,000円分を上限とします。	令和4年4月28日	令和5年2月28日 (予算額に達し次第終了)	金山町内のキャンペーン加盟宿泊施設に宿泊された方。 ※居住地の制限なし。新型コロナウイルスの接種済証明書、もしくはPCR検査等の陰性証明書の確認必須	なし	×	金山町観光物産協会	0241-42-7211	http://www.kaneyama-kankou.ne.jp/
11	泉崎村	泉崎村観光誘客支援金交付事業	村内の宿泊施設を対象とした旅行商品を販売する会社に対し、宿泊1泊分ひとりにつき500円を交付します。	令和4年4月1日	予算額に達し次第終了	・旅行業の登録を受けた事業者で参加申込みをした者 ・交付対象は小学生以上 (福島県内外を問わない)	1人以上	○	泉崎村産業経済課	0248-53-2430	https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/page/page001400.html
12	福島県	研修旅行支援事業	避難解除区域等12市町村(※1)での研修旅行を行う企業及び同研修旅行の企画販売等を行う旅行会社に対して支援を行います。 ア 企業に対する助成 以下の要件を満たす企業に対して交通費等の助成を行う。 ①会社法により定められる各種会社、又は、その他各種法人等のうち協議会長が適当と認めた団体が実施する研修旅行であること。 ②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ30人泊以上すること。 ③避難解除区域等12市町村の関連プログラム(※2)が組み込まれていること。 ＜助成額＞1人泊当たり2千円(上限20万円) イ 旅行会社に対する誘客助成 上記アの条件をすべて満たす研修旅行を実施した企業に対して当該研修旅行の企画販売等をした旅行会社に対して助成を行う。 ＜助成額＞1人泊当たり2千円(上限20万円) ※1 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※2 復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等	令和4年3月28日	【申請書提出期限】 令和4年12月28日 ※先着順に審査を実施し、予算額に達した場合には期間内であっても募集を締め切ります	福島県内外を問わない。 ・会社法により定められる各種会社、又は、その他各種法人等のうち協議会長が適当と認めた団体	避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に30人泊以上	○	福島県再生可能エネルギー復興推進協議会 (事務局：一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター)	024-529-7463	https://f-reenergy-fukkosuishin-kyogikai.org/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
13	福島県	福島県空港定期便等利用旅行商品 造成支援事業	<p>福島空港定期便を利用した旅行商品を造成・販売する旅行会社 に対して広告宣伝費を一部助成します。</p> <p>【条件】 以下の条件を満たす募集型企画旅行の広告宣伝活動 ・福島空港国内定期便を往復利用する旅行商品(この場合、出発 日を3日以上設定すること) ・福島空港国内チャーター便を利用する旅行商品</p> <p>【助成内容】 25万円/1商品 ただし、福島空港利用以外の旅行商品と併せて1つのチラシやパ ンフレット等となる場合は、掲載面積やページ数の割合により経費 を按分して補助対象経費を算出する。</p>	令和4年4月1日	令和5年3月31日	福島県内外を問わない。 ・一般社団法人日本旅行 業協会または一般社団法 人全国旅行業協会に加盟 している旅行会社 ・上記の条件を満たす複数 の旅行会社により構成され る団体等	特になし	○	福島県観光交流局 空港交流課	024-521-7127	—
14	福島県	福島空港貸切バス借上支援事業	<p>福島空港を利用した国内線(国内チャーター便を含む。)により福 島県内を周遊する受注型企画旅行商品を催行する場合のバス経 費を一部負担します。</p> <p>【条件】 ・1団体10名以上の旅行であること ・利用する貸切バスは小型以上であること ・福島県内の旅館・ホテルに1泊以上宿泊すること ・福島県内の観光地を1箇所以上、コースに組み入れること</p> <p>【助成内容】 貸切バスの借り上げに要する経費と10万円(1台当たり・福島空 港片道利用は半額)を比較して低い方の額。</p>	令和4年4月1日	令和5年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない。 ・一般社団法人日本旅行 業協会または一般社団法 人全国旅行業協会に加盟 している旅行会社 ・福島空港利用促進協議 会会長が特に認める旅行 会社 ・上記の条件を満たす複数 の旅行会社により構成され る団体等	1団体当たり10名以上 ※1事業者当たりの上 限は20万円/年	×	福島空港利用促進 協議会	024-521-7127	—

※この一覧表は、令和4年7月28日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。